

令和6年度蓼科有機センター施設譲渡に関する公募型プロポーザル方式実施要領

1 背景と目的

本市では、ごみ減量化と農業マスタープランにおける循環型農業の推進を目的として、平成19年に生ごみの堆肥化施設「蓼科有機センター」の稼働を開始した。稼働当初は、公共施設とモデル地区の一般家庭から生ごみを収集し、堆肥製造と販売を行ってきたが、生ごみ収集量の減少や今後全市に拡大した場合の費用等を検討した結果、平成28年度末をもってモデル地区の生ごみ収集を終了した。その後は、公共施設の生ごみ収集で施設を運営してきたが、施設の能力を十分に活用できていない状況から、行財政改革プラン2023の優先改革事項の中で、民間事業者へ施設を譲渡する方針を決定した。

このことから、専門的なノウハウにより施設を有効活用し、本市の可燃ごみの減量化と循環型社会に寄与いただける民間事業者を広く募集するものである。

2 譲渡する施設の概要

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・所在地 茅野市玉川 11401 番 1 の内、11401-11・敷地面積 3,730 m² (借地)・堆肥舎ハウス (鉄骨パイプハウス 2 棟、延床面積 891 m²) 平成 19 年取得・堆肥製造用自動発酵攪拌機 (ハイドロモンスターM0-512CS) 平成 19 年取得・堆肥ふるい・袋詰め装置一式 平成 20 年取得・堆肥製造用ホイルローダ及び付属品 (R530 畜産仕様) 平成 19 年取得 |
|--|

※施設の詳細については添付資料を参考にすること。なお、添付資料は施設の概要を把握するための参考資料であり、現況が優先されることから、現地において調査確認を行うこと。その他建設時資料の確認を希望する場合は、下記担当者に問い合わせること。

※施設に付属する設備等についても譲渡対象となる。

※施設の底地は私有地であり、譲渡対象には含まれない。

※堆肥舎ハウスは未登記である。

※譲渡後において土地の賃貸借料・堰の通行料が発生する。現在の賃貸借料・通行料の確認を希望する場合は、下記担当者に問い合わせること。

※施設への進入路は、電気通信事業者と共同で利用している。

※施設の進入路と接している鉢巻線 (茅野市道 1 級 36 号線) は冬期通行止となる。

3 事業者の選定方法

本業務は、専門的なノウハウにより施設を有効活用し、本市の可燃ごみの減量化と循環型社会に寄与する最良の譲渡先を選定する必要がある。

よって、「茅野市プロポーザル方式実施要綱」に基づき、公募型プロポーザルにより提案

者を公募し、総合的な見地から判断して最も適した提案者（以下「特定者」という。）を特定することとする。

4 譲渡金額

(1) 施設の譲渡金額は、特定者から提示された購入希望価格を基に、市と特定者が協議の上、譲渡契約締結時に決定する。なお、構築物及び物品それぞれの最低譲渡価格は以下のとおりとする。

- ・堆肥舎ハウス（鉄骨パイプハウス 2棟） 300,000 円
- ・堆肥製造用自動発酵攪拌機 20,000 円
- ・堆肥ふるい・袋詰め装置一式 20,000 円
- ・堆肥製造用ホイルローダ及び付属品 200,000 円

5 譲渡条件等

- (1) 有償で譲渡し、財産有償譲渡契約を締結すること。
- (2) 譲渡後 5 年間（以下「指定用途期間」という。）は堆肥化施設として運営すること。
※履行できない場合は、違約金の支払いが発生する場合がある。
- (3) 本施設の予定引き渡し日は、令和 7 年 2 月 28 日とする。
- (4) 施設は現状有姿で譲渡するものとし、隠れた瑕疵については、市は一切の責任を追わないものとする。
※必ず現地説明会に参加すること。
- (5) 引き渡し時点において、第 2 項記載の構築物及び物品以外で施設に備えている市所有の設備、工作物、物品を含めた引渡しとなる。また、不用品については、責任を持って処分すること。
- (6) 土地は借地であり、また根抵当権が設定されている土地であることを了承した上で申し込むこと。これに関して譲渡後に損害等が発生したとしても、市は一切の責任を負わないものとする。
- (7) 譲渡に合わせて土地の所有者と土地賃貸借契約を締結すること。
- (8) 譲渡に合わせて堰の管理者と通行に関する覚書を締結すること。
- (9) 進入路については電気通信事業者が利用できるようにすること。
- (10) 施設を運営する上で必要となる改修は、特定者の責任で行うこと。
- (11) 施設を運営する上で必要となる許可、届出等を行うこと。
- (12) 堰の水質汚染を生じないようにすること。
- (13) 指定用途期間内は、所有権を第三者に移転することを禁止する。
※やむを得ない事由により、市の書面による承認を得たときは、この限りではない。
ただし、上記（2）、（13）に定める条件を第三者に対して書面により継承し、遵守させなければならない。
※違反した際は、違約金の支払いが発生する場合がある。

6 参加資格に関する事項

本公募に参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。ただし、提案者が、提案書の提出から契約の締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当しないこと。
- (2) 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 21 年茅野市告示第 98 号）の規定による入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 茅野市暴力団排除条例（平成 24 年茅野市条例第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- (4) 茅野市税（納税義務のある者に限る。）の滞納がないこと。

7 スケジュール

11 月 13 日（水）	プロポーザル参加者公募開始
12 月 10 日（火）午後 5 時（必着）	現地見学会参加申込書提出期限
12 月 11 日（水）	現地見学会
12 月 13 日（金）午後 5 時（必着）	質問受付期限
12 月 20 日（金）	質問回答期限
1 月 8 日（水）午後 5 時（必着）	プロポーザル参加申請書、誓約書、提案書提出期限
1 月 17 日（金）	プロポーザル審査会
1 月下旬	審査結果の通知・公表

8 現地見学会

- (1) 日時 令和 6 年 12 月 11 日（水）午後 2 時から
- (2) 場所 蓼科有機センター（茅野市玉川 11401 番 1 の内）
- (3) 申込様式 現地見学会参加申込書（様式第 8 号）
- (4) 提出期限 令和 6 年 12 月 10 日（火）午後 5 時必着
- (5) 提出先 〒391-0216 長野県茅野市米沢 2000-3
茅野市 市民環境部 美サイクルセンター（担当：小平）
電話：0266-72-2905
電子メール：bisaikuru.c@city.chino.lg.jp
- (6) 提出方法 持参、郵送又は電子メール
※持参による場合の提出時間は、午前 9 時から午後 5 時までとし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。
※郵送、電子メールの場合は、上記担当者に電話連絡すること。

9 質問に関する事項

- (1) 質問様式 質問書（様式第9号）
- (2) 受付期限 令和6年12月13日（金）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先 第8項（5）に同じ
- (4) 提出方法 第8項（6）に同じ
- (5) 回答方法 現地見学会参加者全員に対し、電子メールにて回答する。
- (6) 回答期限 令和6年12月20日（金）

※回答書は速やかに作成し、期限前であっても随時回答する。

10 プロポーザル参加申請書に関する事項

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申請書（様式第2号）、誓約書（様式第2号関係別紙）
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 令和7年1月8日（水）午後5時まで（必着）
- (4) 提出先 第8項（5）に同じ
- (5) 提出方法 持参又は郵送

※持参による場合の提出時間は、午前9時から午後5時までとし、土曜日・日曜日及び祝日は除く。

※郵送場合は、上記担当者に電話連絡すること。

11 提案書に関する事項

- (1) 提出書類（A4判の任意様式とし、A3判の折畳み可とする。）

ア 提案書

- ・連絡先（担当者氏名、電話番号、電子メールアドレス等）を必ず記載すること。
- ・本市の可燃ごみの減量化と循環型社会に寄与する具体的な事業計画（原料、受入先、受入量、製造量、販売先等）について提案すること。
- ・収支計画を記載すること。
- ・施設運営するにあたり、特にアピールしたい事柄又は優位性について、図等を用いてわかりやすく明記すること。

イ 業務体制

- ・業務体制及び業務に携わる者の氏名、資格、経験等を記載すること。

ウ 業務実績調書

- ・本業務と同種業務の実績がある場合は、業務名称、発注者名、業務期間、契約金額、業務内容等を記入すること。ただし、公表できる範囲で構わない。

エ 提案者の概要がわかる資料（会社パンフレット等）

オ 見積金額書

- ・法人の所在地、名称及び代表者名を記入し、代表者印を押印すること。個人の場合は、住所、氏名を記入し、個人印を押印すること。
 - ・構築物及び物品の購入希望価格を提示すること（内訳記載）。
 - カ 法人定款写し（法人の場合）
 - キ 登記事項証明書（法人の場合）
 - ク 決算書（法人の場合）
 - ケ 茅野市税の納税証明書（納税義務のある者）
- (2) 提出部数 紙による提出（ア、イ、ウ、エ：9部（正本1部・審査会による選考用8部）、オ、カ、キ、ク、ケ：1部）
- (3) 提出期限 令和7年1月8日（水）午後5時まで（必着）
- (4) 提出先 第8項（5）に同じ
- (5) 提出方法 第10項（5）に同じ

12 審査に関する事項

- (1) 審査方法 別紙の「プロポーザル審査要領」による。
- (2) 審査日時 令和7年1月17日 ※詳細は、参加者に直接連絡する。
- (3) 審査場所 茅野市役所内 ※詳細は、参加者に直接連絡する。
- (4) 審査結果の公表
- ア 審査結果の通知 審査会で特定された後、提案者全員に速やかに文書で通知する。
 - イ 審査結果の公表 茅野市ホームページにより公表する。
なお、電話による問合せには応じない。
- (5) 審査結果への疑義
- 提案者は、審査結果について疑義がある場合、公表日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。
- (6) その他
- ア 審査過程において提案書の内容に疑義が生じた場合は、提案者に照会する場合がある。
 - イ 譲渡の協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の提案者と協議する。

13 参加に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効
- 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。
- ア 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 実施要領の内容に違反すると認められる場合

(2) 著作権や特許権等の取扱い

著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物や特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、提案者がその使用に関する責任を負うものとする。

(3) 提出書類

ア 提出後の変更、差し替え、追加又は再提出は認めないものとする。

イ 提出された書類は返却しないものとする。

ウ 提案は 1 提案者につき 1 案のみの提出とする。

(4) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 費用負担

参加に要する費用は、参加者の負担とする。

(6) その他

ア 本プロポーザルに係る審査結果（提案者名、採点結果等）は公表対象とする。

イ 提案者は、参加申請書の提出をもって、本要領の記載内容、施設及び物品の状態、現地見学会で説明した内容についてすべて同意したものとする。

14 問合せ先

〒391-0216 長野県茅野市米沢 2000-3

茅野市 市民環境部美サイクルセンター（担当：小平）

電話：0266-72-2905

電子メール：bisaikuru.c@city.chino.lg.jp